

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、鋳造工として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、稼働中の混練機にホッパー砂が付着する異常があり、計量器を確認するため機械上部に上がり、計量器の確認と修理扉を開けて機械内部の確認を行おうとした際、バランスを崩して混練機の中に転落した。

被災者は、直ちにC病院に搬送されたが、同日、同病院で死亡が確認された。死体検案書によると、直接死因は「多発外傷」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日（ただし、賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、平均賃金を算定すべき事由の発生した日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 再審査請求代理人は、再審査請求の理由について、「追って主張する。」旨述べているところ、現時点においても、具体的な主張をしておらず、新たな客観的資料も提出していない。

なお、審査請求時においても、その理由として、「未払の残業代等が算定されていないこと」を掲げているものの、「現在、未払残業手当の存在を証拠立てできる物件の確固たるものはないので、残業手当について、特に指摘・主張するものはない。」旨述べている。

(3) そこで、当審査会として、監督署長が算定した給付基礎日額について、未払残業代の有無を含め、改めて精査したところ、以下のとおりである。

ア まず、監督署長は、給付基礎日額の算定期間に含まれる平成〇年〇月分の

賃金からQC手当を減額していることが認められるところ、同取扱いの適否について検討する。

D課長は、「QC手当は、平成〇年〇月〇日に実施されたE大会の出席に対して支給されたものである。」、「大会としては今回が初めての試みであり、会社内のE委員会が主催している。」、「本社工場の食堂で、午後〇時〇分から午後〇時〇分までの勤務時間外に行ったが、残業手当は支給していない。」、「大会への出席は全員に呼びかけているが、欠席しても特に罰則を与えることはない。」旨述べている。また、E大会出欠一覧によると、必ずしも全員が出席していたわけではないものとみられる。

以上のように、E大会は、会社がQC活動の一環として、本社工場内において、従業員に呼び掛けて開催されるものであるところ、実態においては、必ずしも全員が参加したというものではなく、また、欠席しても罰則はなかったものと認められる。当審査会では、同大会への出席について、業務であると判断すべきか否かを慎重に検討したところ、その目的においては、業務との関連性を否定できないものの、活動自体は労働者が自主的に行うものとされ、また、事前に参加の意思を示しながらも当日不参加となった場合において何ら不利益も与えられていないこと等を鑑みると、業務として行われたものであるとみなすことはできず、したがって、同参加時間について、労働時間であったとは判断しない。なお、参加者にはQC手当の名のもとに時間当たり〇円が支払われているが、同支払いは、上記のとおり、労働の対価とは言えないものであり、当審査会としても、監督署長が、同額について賃金総額から控除したことは妥当なものであると判断する。

イ 次に、独身寮と会社との間の送迎行為について、以下検討する。

(ア) 独身寮に入居する車のない寮生及び技能実習生(以下「寮生等」という。)

を送迎する手当として、特別手当が支給されているところ、D課長は、「特別手当は、会社所有の車両で、会社の寮で生活している寮生等を勤務場所である本社工場まで送迎したことについて支給したものである。」、「両者間の距離は、片道〇kmぐらいで、時間にして〇分ぐらいである。」、「支給額は片道円で、労働時間としては、工場勤務に就いたところ(から)、離れたところ(まで)である。」旨述べているほか、会社からの報告資料によると、「会社側が寮生等をお願いをした。寮生等の了解を得た上での

手当である。就業規則への記載はない。」旨記載されている。また、送迎実績表によると、寮生等が交替で送迎を担当していたものと認められる。

(イ) 上記(ア)の申述及び報告資料から伺い知れる実態からすると、特別手当は、会社の寮で生活している寮生等が交替で会社の車両を運転し、寮生等について寮と工場の間を送迎した場合に支給されるものであると認められる。当審査会では、こうした送迎の実態から、これに要する時間について、時間外労働とみなされるべきか否かを検討したが、会社側が労働者に対してお願いしたという事実はあるものの、被災者を含め、運転者は自身も居住する住所地から会社に向かう通勤の過程において他の者も同乗させたにすぎないものであり、通常の通勤経路を外れ迂回して寮生等を送迎するといった特別な任務を付与されたものではないことに照らすと、同送迎を行った時間について業務であったとみなすことは妥当ではないものと判断する。当該送迎については、対価として片道1回〇円の特別手当が支払われている事実があるが、同額については就業規則に定めもなく、通勤に要した時間を勘案して支払われるものではないことから、通勤手当に付加されて支給されるものであると考えることが相当である。したがって、当審査会としては、特別手当については、同額をもって、賃金総額に参入することとした監督署長の取扱いは妥当であると判断する。

ウ また、平均賃金算定内訳に掲げられたその他の手当等の取扱いについては、特段の問題は認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。